

多気町広報紙への有料広告掲載要綱

多気町広報紙への有料広告掲載要綱(平成19年多気町告示第122号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発行する広報たきに掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 広報たきを広告媒体とする広告をいう。
- (2) 広告主 広報たきに掲載する広告により、自らの商品、サービス、事業等を宣伝する者をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載ができる広告は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町の事業に関連しているもの
 - (2) 町が主催・共催・後援しているもの
 - (3) 町以外の官公庁の事業に関連しているもの
 - (4) 本町の社会的な信頼性および公平性を損なうことのない信用度の高いもの
- 2 広告内容は、公共性及び品位を損なうことのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの

- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号）第 5 条に規定する表示に該当するものと認められるもの
- (6) 人権侵害、名誉毀損もしくは差別的表現となるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 消費者の保護の観点からみて有害である又はそのおそれがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から有害である又はそのおそれがあるもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これに類するもの
- (10) 個人、団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (12) エステティックサロンや美容整形等、法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でない町で認めるもの

3 具体的な広告内容については、掲載の都度、別表に基づき個別に判断することとする。

（広告の規格及び掲載料）

第 4 条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

種類	スペース	掲載料
カラー	縦 5.0 c m × 横 8.0 c m	5,000 円
二色	縦 5.0 c m × 横 8.0 c m	4,000 円

（広告掲載の募集）

第 5 条 広告掲載の募集は、多気町公式ホームページ及び広報たきによるものとする。

（広告掲載の申し込み）

第 6 条 広告掲載を希望する者は、有料広告掲載申込書（様式第 1 号）

に、掲載しようとする広告原稿を添えて、掲載を希望する号の発行日の1カ月前までに提出するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

2 広告原稿は紙上にプリントアウトしたものまたは電子データで提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)または広告不掲載決定通知書(様式第3号)により、広告掲載を希望する者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を自らの責任及び負担で作成し、提出するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広報たきに掲載された当該広告について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、各自の責任及び費用負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第7条により決定を受けた広報たき広告掲載に係る権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載の決定の日より1週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、休日の場合はその翌日とする。

(広告内容の変更)

第11条 町長は、広告原稿が第3条に規定する基準を満たしていないとき、その他広告原稿の内容が不相当であると認めるときは、広告主に対し、広告原稿の内容の補正を指示するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載の決定後から広告掲載の開始前までの期間中、広告主の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた広告に係る広告掲載料を還付する。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第10条に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(3) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。

(4) 第3条及び別表の基準に抵触すると認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により、広告記載の決定を取り消したときは、町長は広告主に対し、その賠償の責を負わない。この場合において、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(委任)

第14号 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目名	基準
1 人材募集広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。 2 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 病院、診療所及び助産所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7、関係法令、厚生労働省告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に従う。 2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。 3 広告する治療方法について、疾病等が完治される等その効果を推測的に述べることはできない。
3 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）	<ol style="list-style-type: none"> 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。
4 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 2 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者

他高齢者福祉サービス（老人保健施設を除く）	<p>名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>3 その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
5 不動産事業	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従う。</p> <p>4 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
6 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等	<p>1 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>2 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しないこと。</p>
7 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
8 その他表示について注意を要すること	<p>1 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>2 比較広告 主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。</p> <p>3 無料で参加し、又は体験できるもの 費用がかかることがある場合には、その旨を明示すること。</p>

	<p>4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告</p> <p>ア 広告主の法人格を明示し、及び法人名を明記すること。</p> <p>イ 広告主の所在地及び連絡先の両方を明示すること。</p> <p>ウ 連絡先については、固定電話または携帯電話とする。</p> <p>エ 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記すること。</p> <p>5 肖像権及び著作権</p> <p>無断使用がないか確認をすること。</p> <p>6 アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現をしないこと。</p> <p>ウ 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること。</p>
--	---

様式第1号（第6条関係）

有料広告掲載申込書

年 月 日

多気町長様

申込者 _____

住所（所在地）

氏名（名称）

連絡先 Tel _____（ ）

Email _____

多気町広報紙への有料広告掲載要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

（1）有料広告の掲載希望

広報たき広告カラー（縦5.0cm×横8.0cm）5,000円

掲載希望 _____ 月号

広報たき広告2色（縦5.0cm×横8.0cm）4,000円

掲載希望 _____ 月号

（2）広告原稿については別添のとおり

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

多気町長

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった広告掲載については、次の通り掲載することに決定しましたので、多気町広報紙への有料広告掲載要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 掲載月

広報たき 月号

2. その他

（1）広告掲載料は 年 月 日（ ）までに、別添納入通知書により納入してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

申請者 様

多気町長

広告不掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった広告掲載については、
次の理由により掲載できないことに決定しましたので、多気町広報紙へ
の有料広告掲載要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 不掲載の理由